

国立研究開発法人国立環境研究所シニアスタッフ及びシニア研究員採用等規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 7 号

平成 20 年 3 月 17 日 一部改正

平成 21 年 3 月 11 日 一部改正

平成 25 年 3 月 8 日 一部改正

平成26 年 10 月 27 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 29 年 1 月 31 日 一部改正

令和 3 年 3 月 24 日 一部改正

令和 3 年 9 月 29 日 一部改正

令和 4 年 3 月 31 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）のシニアスタッフ及びシニア研究員（以下「シニアスタッフ等」という。）の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(シニアスタッフ採用方法)

第 2 条 理事長は、予算の状況及び必要な業務を考慮の上、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 12 条第 1 項の規定により定年退職する職員であって、定年退職後直ちに研究所が提示する企画・支援等の業務（当該業務に従事する場合の給与等の労働条件を含む。）に継続的に従事勤務することを希望する者をシニアスタッフとして再雇用する。ただし、理事長は、当該希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、再雇用しないことができる。

- 一 勤務実績が著しく不良で、かつ、改善の見込みがない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 職員として必要な適格性を欠く場合
- 四 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合による場合
- 五 その他前各号に準ずる事由がある場合

(シニア研究員採用方法)

第 2 条の 2 シニア研究員の採用方法については、第 2 条の規定を準用する。この場合において、「研究所が提示する企画・支援等の業務」とあるのは「研究所が提示する研究等の業務」と読み替える。

(労働条件の明示)

第 3 条 理事長は、シニアスタッフ等を採用する場合は、契約職員就業規則第 7 条各号に掲げる事項を記載した雇用契約書により、採用する者と雇用契約を締結する。

(労働条件の変更)

第 4 条 理事長は、シニアスタッフ等の俸給、業務内容、雇用契約期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日の変更が業務上特に必要であると認める場合は、雇用変更契約書により当該シニアスタッフ等と雇用変更契約を締結する。

(雇用期間)

第 5 条 シニアスタッフ等の雇用期間は、1 事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、当該雇用契約期間満了の際、理事長が必要と認める場合は、満 65 歳の誕生日の前日の属する事業年度を超えない範囲内で、雇用契約期間を更新することができるものとする。

(雇止めの予告)

第 6 条 理事長は、契約職員就業規則第 8 条第 2 項の雇止めの予告をシニアスタッフ等に対して行う場合は、雇止め予告通知書により行うものとする。

(解雇予告)

第 7 条 理事長は、契約職員就業規則第 13 条第 1 項の解雇の予告をシニアスタッフ等に対して行う場合は、解雇予告通知書により行うものとする。

(新たな外部研究資金への応募)

第 8 条 シニア研究員は、所属する領域長又は気候変動適応センター長又は福島地域協働研究拠点長が認めた場合、理事長の承認を経て、新たな外部研究資金への応募ができるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 5 条の規定にかかわらず、生年月日が次表に定めるもののいずれかに該当する者の更新が可能な雇用契約期間の上限は、次表の各生年月日に対応する上限年齢の誕生日の前日の属する事業年度の末日までとする。

生年月日	上限年齢
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	満 63 歳

昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	満 64 歳
---------------------------------	--------

改正附則（平成 20 年 3 月 17 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 21 年 3 月 11 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 25 年 3 月 8 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 10 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 29 年 1 月 31 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 3 年 3 月 24 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 3 年 9 月 29 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 4 年 3 月 31 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(以下の様式を削除)

- ・別紙様式第1-1及び1-2（雇用契約書（兼：労働条件通知書））
- ・別紙様式第2-1及び2-1（雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書））
- ・別紙様式第3（雇止め予告通知書）
- ・別紙様式第4（解雇予告通知書）